

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	都市建設部		
	課 名	都市計画課		
	係 名	計画係		
	記 入 者		電話(内線)	254

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称	景観まちづくり事業				(3) 事業の 優先度	A	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード	21301		(総合計画掲載ページ 72 ページ)				会計区分	一般会計		
基本目標(政策)	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						財源区分	市単独		
基本施策	2-1計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)						予算科目	款 8 項 3 目 1		
施策	③良好な景観形成						予算書上の	まちづくり活動推進事業費		
施策内容	1地域特性に合わせた景観形成の誘導						事業名称	(予算書 139 ページに掲載)		
(5) 事業期間		開始	平成	19	年	4	月から	(8) 事務分類		
	終了			年			月まで (力年)	自治事務		
						根拠法令		景観法		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
結城市全体の景観	結城市景観計画の策定、条例化により、地域資源を活かした景観・街並みづくりを目指す。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
○経緯(市全域) ・H24 基礎調査 ・H25 ガイドライン(案)作成 ・H26 パブコメ実施、ガイドライン作成 ・H27.4.1 景観行政団体に移行 ・H28 ※景観計画策定業務(パブコメ実施、景観条例制定) ※まちなか整備支援：(伝統的建築物群保存地区指定の検討、都計道変更再検討(概略設計)) ※H27は8・3・3(街路事業費)として計上していた	○茨城県状況 ・景観行政団体：11市(景観法第7条) ・景観計画策定：8市
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	委託料(都市再生整備事後評価)		1,598							
		委託料(景観計画)				7,542					
		委託料(まちづくりメニュー検討)									
		景観条例制定									
		合計		1,598		7,542					
	財源	国庫支出金 (千円)		799							
		県支出金 (千円)									
		地方債 (千円)									
		その他特定財源 (千円)									
		一般財源 (千円)		799		7,542					
		合計 (千円)		1,598		7,542					
補助・起債制度名		社会資本整備総合 交付金事業									

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）				指標の名称	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）										
指標名	景観計画策定（パブリックコメント）	目標値	式		1					
		実績（見込）値								
	都市計画審議会（都市計画道路変更について）付議	目標値	式		1					
		実績（見込）値								
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）										
指標名	景観計画による誘導，市民の自発的な景観まちづくりの展開	目標値	式			1	1	1		
		実績（見込）値								
		達成率		0.0 %	0.0 %					
	都市計画決定（道路の変更）	目標値	式			1				
		実績（見込）値								
		達成率		%	%					
5. 事業評価										
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて，平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。										
(2) 項目別評価										
評価項目・客観的評価				理由						
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	良好な景観づくりは，市民・事業者・行政の協働により推進する必要がある。						
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	市民自ら主体となり景観形成を考え推進するために，行政が支援・誘導するものである。						
	手段の妥当性	B	どちらとも言えない	景観形成についての周知や，市民・事業者等の景観に関する意識の啓蒙には時間がかかる。						
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	将来は，景観アドバイザー等専門家の制度を導入し，行政から市民全体へコスト削減を図る。						
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	市内全域を対象とする景観まちづくりであるため，偏りはない。						
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	市民・事業者等の景観に関する意識の啓蒙には時間がかかる。						
進捗度	事業の進捗	C	遅れている	平成19年度からの基礎調査からの事業であり遅れている。						
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し，問題点・課題等を指摘してください。										
・景観計画については，市内の景観まちづくりの基本となる事業である。										
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？										
・景観計画策定，条例制定により景観まちづくりを推進する。 ・歴史的資源の多く残る旧市街地の区域については，伝統的建築物群保存地区の指定を検討する。										
6. 事業の方向性判断										
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠					
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため，この欄は未記入で結構です。					
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)			これまでの「ガイドライン策定事業」等を受けた景観計画の条例化に向けた最終段階の業務である。(事業内容から，前年度「街路事業費」から今年度は「都市計画総務費」に移行した。)					
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。					